

第1章 道路



道路改良事業 主要地方道矢野安浦線川角工区（熊野町）

1 道路の概要

本県の道路網は、広域的な高速道路ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線（一部暫定2車線）、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）（一部暫定2車線）に加え、平成27年3月に中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）（暫定2車線）、東広島・呉自動車道（暫定2車線）が開通したことにより、井桁状の高速道路ネットワークが形成され、このうち、高速自動車国道については全国第4位の387kmが供用されている。

これらの高規格幹線道路を補完し、地域相互間の交流を促進する地域高規格道路については、「計画路線」として福山環状道路、東広島高田道路等の12路線、「候補路線」として益田廿日市道路等の4路線が指定されている。また、広島都市圏における自動車交通の定時性、高速性を強化するため、平成9年に県・広島市共同出資により設立した広島高速道路公社において、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線の計25kmを供用しており、残る5号線4kmについて事業を進めている。

次に、一般国道については、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

さらには、これらの一般国道20路線を補完する地域の幹線道路の役割を担う主要地方道76路線と一般県道285路線、市町道63,027路線をもって道路網を形成し、その実延長は約29,275kmとなっている。

(1) 道路の管理区分

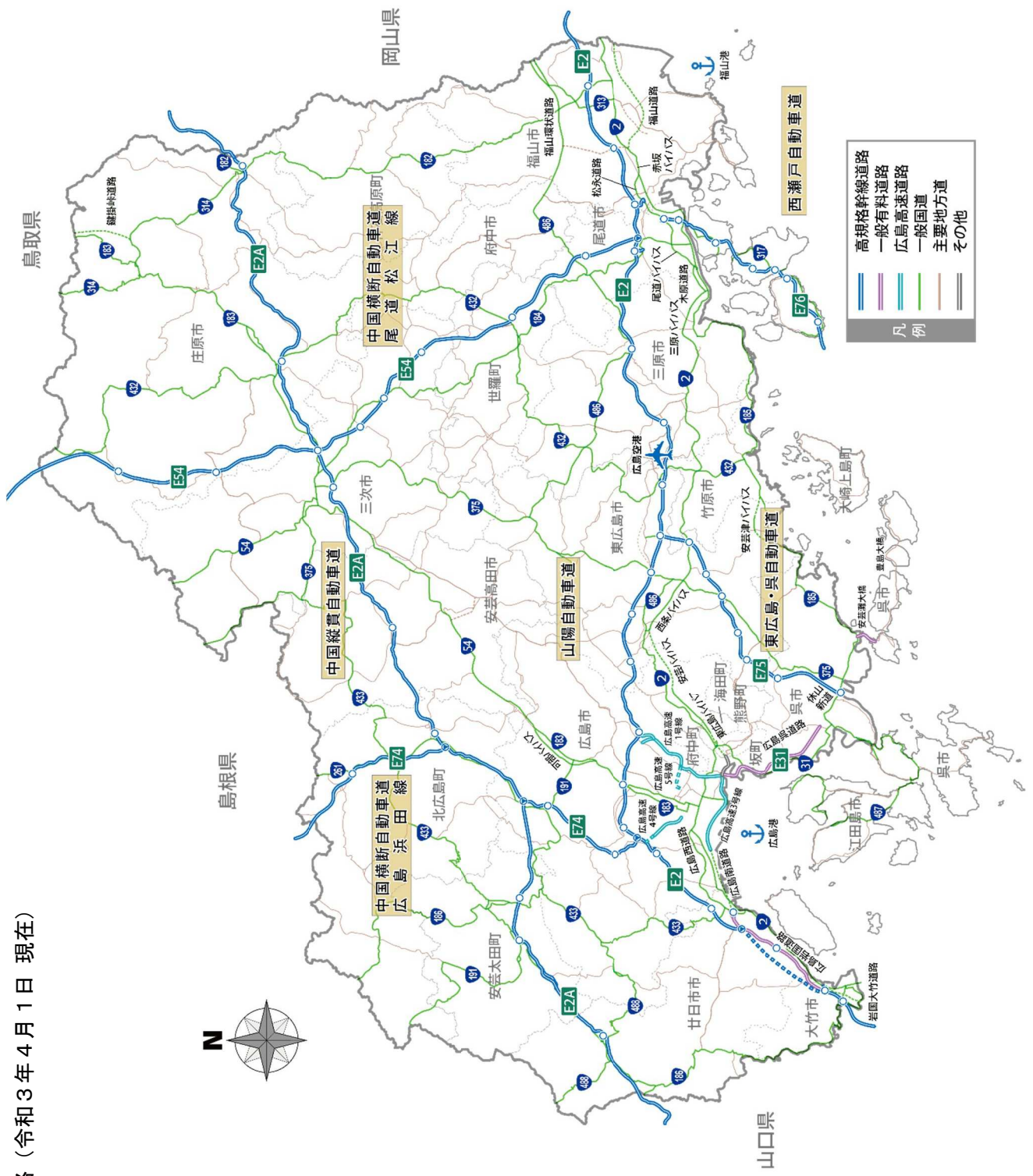
区分 道路の種別		路線の指定 設定の権限	道路管理者	根拠規定	備考	
高速自動車国道		内閣	西日本高速 道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法		
一般 国道	本州四国 連絡道路	内閣	本州四国連絡 高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法		
	指定区間	内閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条		
	指定区間外	広島市の 区域外	内閣	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広島市の 区域	内閣	広島市	道路法第5条 " 第17条	
	有料道路	内閣	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法		
県 道	下記以外	知事	県	道路法第7条 " 第15条		
	有料道路	知事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法		
	広島市の 区域	知事	広島市	道路法第7条 " 第17条		
	三次市の 区域の一部	知事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線	
市 町 道	下記以外	市町長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法及び半島振興法による道路管理の代行（県）がある。	
	有料道路	市町長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法		

(2) 道路の現況

広島県内の道路種別道路現況などについては、下記のリンク先に掲載している。

広島県 HP（リンク）→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1216015935525.html>

広島県の主な道路（令和3年4月1日現在）



2 道路の整備方針

本県では、井桁状高速道路ネットワークなどの既存道路ネットワークの強みを最大限生かしつつ、更なる「安全・安心」や「サービス（利便性・快適性・生産性）」の向上につながる道路整備に取り組む必要がある。

そうした中、本県では、県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の道路分野の整備計画として、令和3年3月に「広島県道路整備計画2021」を策定し、事業を推進することとしている。

3 広島県道路整備計画2021

(1) 取組方針

本計画では既存道路ネットワークの強みを最大限に生かしつつ、更なる「安全・安心」や「利便性・快適性・生産性といったサービス」の向上につながる道路整備を推進することとしており、社会資本マネジメントの基本方針に基づく次の6つの道路施策に取り組み、着実に道路整備を進めていく。

本県の目指す将来像を実現するため、将来を展望する上で特に考慮が必要な情勢変化を踏まえ、「将来にわたって、広島県に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと思える広島県の実現」を支えるための道路整備に取り組むこととする。

6つの施策と取組の方向

施策	取組の方向
①県土強靱化のための道路ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応能力の向上に資する道路ネットワークの多重性・代替性の確保 ○緊急輸送道路における法面对策や橋梁耐震補強の推進 ○災害直後の交通確保のための無電柱化の推進 ○高速道路等における暫定2車線区間の4車線化などによる交通機能の確保
②安全で快適な道路空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路や生活道路等における交通安全対策の推進 ○安全で快適な自転車利用環境の整備 ○歩道のバリアフリー化のための無電柱化の推進
③物流生産性向上のための道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実 ○グローバルゲートウェイ機能の強化に資する道路整備の推進 ○広島都市圏における高速交通体系の確立 ○効率的な輸送を支援するスマートICの整備 ○県西部の物流拠点における広島市東西を結ぶ物流交通基盤の充実
④地域内外の交流連携を支える道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○主要都市間の連携を強化する道路整備の推進 ○観光周遊を促進する道路ネットワークの形成
⑤コンパクトで持続可能なまちづくりに資する道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域・島嶼部など地域を支える道路整備の推進 ○渋滞を緩和する道路の改善及び市街地を一体化する鉄道との立体交差化 ○コンパクト+ネットワーク型のまちづくりを支える道路整備 ○既存道路を有効活用した局所的な線形改良や待避所設置
⑥道路施設の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」及び「修繕方針」に基づく計画的なインフラ老朽化対策の推進 ○道路施設の日常的な維持管理の適切な実施

(2) 事業実施箇所の選定

改築系事業については、「費用対効果」(B/C)、「施策貢献度」、「実施環境」の3項目による事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については、事故危険個所の対策や通学路交通安全プログラム等に基づく整備を基本とする。

防災系事業については、災害に強い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路等から優先的に整備する。

補修系事業については、修繕方針や施設の点検結果に基づき、緊急性の高い箇所を優先的に整備する。

4 令和3年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予算額	事業内容等
公	交通安全施設等整備事業		1,955,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良
	道路災害防除事業		10,063,300	橋梁耐震補強, トンネル補修, 法面防災対策等
	除雪事業		554,000	県管理道路の除雪費
	道路改良事業		13,176,147	主要地方道福山沼隈線道路改良事業(福山市)ほか71箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督事務費
	計		25,772,447	
維持	道路改修費		8,513,594	県管理道路の維持修繕工事等
	計		8,513,594	
単	交通安全施設等整備事業		470,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識, 防護柵, 区画線等の設置
	道路改良事業		5,900,860	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		60,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査等
	道路改良関連事業費		16,600	電線共同溝工事に係る, 電気, ガス管等の埋設工事 橋梁工事に係るガス管添架工事
	計		6,447,460	
その他	広島高速道路公社 出資金・貸付金		1,750,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	国土木工事受託費		50,000	国事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線改良工事
	市町土木工事受託費		63,050	市町事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線改良工事ほか2箇所
	計		1,863,050	
県事業計			42,596,551	
直轄国道改修費等負担金			7,706,333	一般国道2号, 31号, 54号, 183号, 185号, 375号及び中国横断自動車道尾道松江線
計			50,302,884	

※令和2年度2月補正(国補正対応分)含む

事業名		区分	当初予算額	説明
担債 行務 為負	工事請負契約関係		限度額 15,784,000千円 期間 令和4～5年度	主要地方道福山沼隈線 道路改良事業ほか13件
	債務保証関係		限度額 17,012,930千円 期間 令和3～23年度	広島高速道路公社 17,013百万円

5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）

(1) 一般国道2号バイパスの建設促進

区分	福山道路	安芸バイパス※	東広島バイパス※	広島南道路※	岩国大竹道路
事業主体	国土交通省				
事業期間	平成13年度～	平成7年度～	昭和50年度～	平成元年度～	平成13年度～
区間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	東広島市 八本松町～ 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町～ 安芸郡海田町	安芸郡海田町～ 廿日市市地御前	大竹市小方一丁目～ 山口県岩国市山手町
総延長	16.5km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4～6車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
令和3年度 事業費	2,743百万円	6,672百万円	3,630百万円	600百万円	1,450百万円
令和3年度 事業内容	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・工事	調査設計・工事	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・ 用地買収・工事

※広島市区間含む

(2) 広島高速道路の建設促進

区分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事業主体	広島高速道路公社（平成9年6月3日設立）				
事業期間	平成9年度～				
区間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総延長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車線数	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
令和2年度 事業費	—	—	—	—	7,000百万円
令和2年度 事業内容	—	—	—	—	測量試験・工事等

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて 334 路線、実延長 4172.8 km である。近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。また、道路法面の落石防止等の事業を計画的に実施している。

令和 3 年度道路の維持管理関係予算額

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	道路法面の落石防止等の防災対策（安全な道路の確保）	1,702,226
	舗装道補修	舗装道補修，沿道環境の保全等（安全で快適な交通環境の確保）	536,143
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持，道路環境保全，電力料等	6,208,870
	道路管理費	道路保険，公物管理，台帳付図修正事務等	66,355
	合 計		8,513,594

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

令和 2 年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	17	0	1	7	12	9	9	3	5	63

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

令和2年度道路関係許可等件数等一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
道路改築承認	32	15	18	8	37	70	53	13	10	256	
道路占用許可	新規	614	283	144	127	402	647	604	126	175	3,122
	更新	384	163	40	190	399	284	571	157	297	2,485
道路工事施工命令	61	72	36	33	283	124	147	40	79	875	
特殊車両 通行許可	新規	259	25	35	12	354	443	302	20	28	1,478
	更新	22	9	0	0	29	122	153	7	21	363
	協議	443	429	283	354	1,020	1,155	1,423	276	168	5,551
小計	1,815	996	556	724	2,524	2,845	3,253	639	778	14,130	
境界立会	62	40	29	8	62	156	70	17	7	451	
境界確定協議	49	24	20	2	46	0	48	9	4	202	
小計	111	64	49	10	108	156	118	26	11	653	
境界確定証明	8	0	0	0	0	18	6	0	0	32	
その他各種証明	2	3	2	0	3	1	4	1	0	16	
小計	10	3	2	0	3	19	10	1	0	48	
計	1,936	1,063	607	734	2,635	3,020	3,381	666	789	14,831	

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動(注)団体(マイロード団体)」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成12年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成20年度からひろしまアダプト活動支援(奨励金交付)事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という意味から、住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○ 令和2年度末現在の認定団体数等

686団体(参加人員 21,828名 活動延長 597.58km)

